

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 6月29日
【会社名】	昭和産業株式会社
【英訳名】	Showa Sangyo Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新妻 一彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内神田 2丁目 2番 1号
【電話番号】	03(3257)2036
【事務連絡者氏名】	財務部経理センター課長 白井 潔
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内神田 2丁目 2番 1号
【電話番号】	03(3257)2036
【事務連絡者氏名】	財務部経理センター課長 白井 潔
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 55,684,176円 (注) 本募集金額は1億円未満ではありますが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第4項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	昭和産業株式会社大阪支店 (大阪市北区天満3丁目2番15号) 昭和産業株式会社名古屋支店 (名古屋市西区那古野1丁目36番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	18,966株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数100株

#### (注) 1. 募集の目的及び理由

本募集は、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）が当社株主との利害を共有するとともに、当社の企業価値の持続的な成長および中長期の企業価値向上に資する健全なインセンティブとして機能させることを目的として、平成29年3月24日開催の当社取締役会及び平成29年6月28日開催の当社第116回定時株主総会において導入することが決議された「譲渡制限付株式報酬制度」（以下、「本制度」といいます。）に基づき、平成30年6月27日開催の当社取締役会決議により行われるものです。

また、当社は、平成29年6月28日開催の第116回定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される金銭報酬債権（以下「譲渡制限付株式見合い金銭報酬債権」といいます。）の総額は年額1億円以内とし、各取締役への具体的な支給時期及び配分等については、本制度の客観性・透明性を確保するため、報酬諮問委員会の審議を経たうえで、その意見を尊重して、最終的に取締役会において決定することにつき、ご承認をいただいております。

なお、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式の処分は、平成30年6月27日開催の当社取締役会決議に基づき、割当予定先である当社の対象取締役7名に対して支給された譲渡制限付株式見合い金銭報酬債権の全部を当社に現物出資財産として給付させることにより、その対価として当社の自己株式の処分の方法によって行われるものです。また、当社は、対象取締役との間で、概要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結する予定であります。

#### < 本割当契約の概要等 >

##### (1) 譲渡制限期間 平成30年7月25日～平成33年7月24日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）において、対象取締役は、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定、その他の処分行為をすることができません（以下「本譲渡制限」といいます。）。

##### (2) 譲渡制限解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中（ただし、対象取締役が正当な理由により退任等した場合にはその時点までの期間とする。）、継続して、取締役の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点（ただし、対象取締役が正当な理由により退任等した場合にはその時点とする。）をもって、当該時点において保有する本株式の全部についての本譲渡制限を解除いたします。

##### (3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において本譲渡制限が解除されていない本株式全部について、当該時点の直後の時点をもって、当然にこれを無償で取得いたします。

また、対象取締役が譲渡制限期間中に自己都合により退任等した場合など、一定の事由に該当した場合には、対象取締役が当該事由に該当した時点をもって、本株式の全部又は一部を当然に無償で取得いたします。

##### (4) 本株式の管理に関する定め

本株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象取締役が当社の指定する証券会社に開設する口座で管理されることとします。

##### (5) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約等の事項が当社の株主総会で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本払込期日を含む月から組織再編等効力発生日を含む月までの月数を36で除した数に、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時において対象取締役が保有する本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるもの）といたします。）の本株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除いたします。

## (6) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分（下記2に定義します。）における処分価額については、恣意性を排除した価額とするため、取締役会決議日の前営業日（平成30年6月26日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,936円としております。これは、当該取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的でかつ、特に有利な価額に該当しないものと考えております。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり（以下、「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	18,966株	55,684,176	
一般募集			
計（総発行株式）	18,966株	55,684,176	

(注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、譲渡制限付株式を対象取締役に割り当てる方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 現物出資の目的とする財産は平成30年6月27日開催の当社取締役会決議に基づく譲渡制限付株式見合い金銭報酬債権として支給された金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額（円）	内容
当社の取締役：7名（ ）	18,966株	55,684,176	平成30年6月27日開催の当社取締役会決議に基づく譲渡制限付株式見合い金銭報酬債権

社外取締役および監査等委員である取締役を除く。

## (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
2,936		1株	平成30年7月25日		平成30年7月25日

(注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、譲渡制限付株式を対象取締役に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 本自己株式処分は、平成30年6月27日開催の当社取締役会決議に基づく譲渡制限付株式見合い金銭報酬債権として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
昭和産業株式会社 総務部	東京都千代田区内神田2丁目2番1号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

(注) 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	90,000	

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資によるものであり、金銭による払込みはありません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、金銭以外の財産の現物出資によるものであるため、手取額はありません。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第117期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）平成30年6月27日関東財務局長に提出

#### 2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年6月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を平成30年6月29日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

参照情報としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成30年6月29日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成30年6月29日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

昭和産業株式会社本店

（東京都千代田区内神田2丁目2番1号）

昭和産業株式会社大阪支店

（大阪市北区天満3丁目2番15号）

昭和産業株式会社名古屋支店

（名古屋市西区那古野1丁目36番6号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。